

令和元年度第10回幼保連携型認定こども園等認可審査部会議事要旨

- 開催日時 : 堺市社会福祉審議会規程第6条第1項の規定に基づき、書面回議により審査
- 会 場 : 同 上
- 出席委員 : 部 会 長 (堺市子ども青少年局子ども青少年育成部長) 宮前 安紀子
 委 員 (社会福祉法人 堺市社会福祉事業団事務局長) 上田 英輔
 委 員 (プール学院短期大学幼児教育保育学科准教授) 辻 富士子
 委 員 (大阪大谷大学教育学部教授) 長瀬 美子
 委 員 (税理士) 森島 憲治
- 事 務 局 : 子ども青少年局子育て支援部幼保推進課
- 事業担当課 : 子ども青少年局子育て支援部幼保推進課
- 案 件 名 : 既存の幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行に係る認可

発言者	内 容
事務局	申請書類の内容を説明。 (1) 施設の概要について (2) 事業者の財務状況について (3) 職員配置について (4) 全体的な計画(教育・保育課程)について
委員	審議の結果、当該案件について、認可にあたって差支えがないことを確認。ただし、以下の点について、意見を付与。 (1) 1、2歳児を新たに定員設定するにあたり、既存園の職員に対して研修等の機会を設け、保育体制を整えること。また、1、2歳児用に必要な玩具等をそろえるよう検討すること。 (2) 給食について、保護者によるお弁当の日を減らすことを検討すること。また、2・3号認定子どもに対し、1号認定子どもの長期休みにあたる期間も給食の提供を行うこと。 (3) 1、2歳児保育室が配置される増築棟は、調理室と別棟なので、給食の搬入時の安全衛生には特に配慮すること。また、当該保育室は2階となり、階段を使用しての搬入となるので、搬入時は落下等の危険のないように注意すること。 (4) 開所時間が現在よりも長くなり、新たに1、2歳児の受け入れも行うため、人員配置には注意すること。 (5) 開所について、長期休み、お盆休み等、現在休所の期間についても、人員体制を整えて開所すること。 堺市社会福祉審議会規程(抜粋) (部会の会議の特例) 第6条 部会長は、委員の都合等により会議を開催することが困難と認めるときは、書面回議の方法により審議を行い、会議の開催に代えることができる。

